

「戸田市新曽南多世代交流館の 施設使用料の見直し（案）」とは？



意見募集期間

平成31年1月4日～平成31年2月4日

Q. どのような内容なの？

平成28年8月に受益者負担の見直し方針（以下、「見直し方針」という。）を改訂し、条例により使用料及び手数料が設定されているものを対象に見直しを行うこととしており、算定方法の明確化や基準に基づく受益者負担割合の設定等を示しています。

この度、平成31年10月に消費税率の引上げが予定されていることから、新曽南多世代交流館では、併せて見直し方針に基づく施設使用料の見直しを実施するものです。

Q. 市民生活にどのような影響を与えるの？

この見直し（案）では、見直し方針に基づき、受益者負担割合を設定するとともに、各貸室の使用料を算定しています。

使用料については、各貸室の面積に応じたものに見直すため、音楽練習室、多目的室及び会議室Bの使用料を増額としています。一方で、会議室A、会議室C及び和室の使用料は据え置きとしています。

また、市外居住者が利用した場合の加算割合についても見直しを実施します。

皆様のご意見をお待ちしています！

